

○宮崎大学医学部附属病院看護師特定行為研修センター運営委員会規程

〔 令和 5 年 1 月 18 日
制 定 〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院看護師特定行為研修センター規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院看護師特定行為研修センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、看護師特定行為研修センターの管理運営に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護師特定行為研修センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 看護師特定行為研修センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 看護師特定行為研修センター研修責任者
- (4) 病院長が指名する副病院長又は病院長補佐 1 人
- (5) 看護部長
- (6) 副看護部長のうちから 1 人
- (7) 薬剤部長
- (8) 事務部長
- (9) 総務課長
- (10) その他委員会が必要と認める者

2 前項第 6 号及び第 10 号の委員は、センター長の推薦に基づき、病院長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 4 号、第 6 号及び第 10 号に掲げる委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は総務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。